

## 第 3 6 4 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開とした決定は、別表に掲げる「非公開とすべき情報」を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

### 第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

### 第 3 本件各審査請求に至る経過

#### 1 審査請求①について

(1) 令和元年10月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

本請求時点で市政資料館に配属されている一般職の職員に係る次の文書（当該職員が市政資料館に配属されている期間のもので保存されているものすべて）

- ・ 超過勤務命令をするにあたり事前に超過勤務を承認したことが分かる文書
- ・ 職員情報システムの「超過勤務休日勤務命令簿」のメニューから対象を検索した際に表示される「超過勤務休日勤務命令簿一覧」の画面ハードコピー（本システムが印刷機能として実装する「超過勤務命令・休日勤務命令簿」ではない）
- ・ 振替命令簿

(2) 同年11月 1日、実施機関は、本件公開請求①に対して、次の文書を特定し、非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

本請求時点で市政資料館に配属されている一般職の職員に係る次の文書（当該職員が市政資料館に配属されている期間のもので保存されているものすべて）

- ・超過勤務命令等整理簿（以下「本件行政文書①」という。）
- ・職員情報システム「超過勤務休日勤務命令簿」画面ハードコピー（以下「本件行政文書②」という。）
- ・振替命令簿（以下「本件行政文書③」という。）

(3) 同年12月23日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

## 2 審査請求②について

(1) 令和元年10月18日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

市政資料館が警備委託している業者から提出された警備報告・日報（平成30年 4月 1日から本請求日までのもの）

(2) 同年11月 1日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「警備日誌（平成30年 4月 1日から本請求日までのもの）」（以下「本件行政文書④」という。）を特定し、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年12月23日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

## 第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

### (1) 審査請求①について

本件行政文書①から③を公にすることにより、職員の在館傾向を確認することができ、重要文化財である名古屋市市政資料館（以下「市政資料館」という。）建物の保護や警備業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 3号に該当する。

### (2) 審査請求②について

本件行政文書④を公にすることにより、重要文化財である市政資料館建物の保護や警備業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第 7条第 1項第 3号に該当する。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張して

いる。

(1) 本件行政文書①から④（以下「本件各行政文書」という。）を公開することは、庁舎管理上のリスクや防犯上のリスクを大きくすることにつながるため、建物への侵入、放火等を誘発する等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。当該文書を公開したことにより、犯罪が多発した場合、文化財のき損をもたらし、市政資料館の警備業務全体の遂行にも影響を及ぼすため、当該犯罪を予防すべく、非公開決定とした。

(2) 市政資料館は、国指定重要文化財であるが、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）第32条の 2の規定により、所有と管理が分離しており、国が所有する重要文化財の管理を、名古屋市（以下「本市」という。）の責任において実施している。

そのため、市政資料館の建物が、管理者である本市の管理の懈怠によりき損した場合、本市に罰則が科せられることとなるが、危険性を認識している以上、建物への侵入、放火等を誘発する情報を開示することは、重過失に該当しうるものと考えている。

(3) 文化遺産等での火災発生や放火事件を受け、文化庁より重要文化財の管理者に対して、建物管理の徹底等が複数回にわたり要請されている。市政資料館の建物にも大規模な木造部分があること、公文書館の特性上、紙類を大量に蓄積していることから、建物侵入による放火や建物外構部分への放火犯罪の防止については、最大限の警戒を行っている。

(4) 市政資料館では、一般的な公所庁舎としての警備だけでなく、文化財の破損、放火等を防止する観点で、館内外の監視を職員、警備員により行っている。重要文化財の建物という点では、名古屋市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）も同じだが、本庁舎においては建物管理を担当している所属以外の部署も多数存在し、人の目が行き届く可能性が高いのに対し、市政資料館の場合、職員退館後、館内は警備員のみとなるため、館内監視が相対的に手薄となる時間帯・エリアが発生することは避けられない。

なお、警備業務については、現時点で取りうる一定の警備レベルは担保している。

(5) 市政資料館の建物には、外部からの観察が困難な部屋が複数存在するとともに、人がいても照明をつけていない場合や人の有無に関わらず照明をつけている場合もあり、審査請求人が主張する「外部からの観察による照明の点灯の有無」だけでは、職員の在館の有無は判らない状況である。

(6) 市政資料館の維持管理業務等により、休館日に職員が超過勤務として在館することがあるが、その場合、館内巡回に制約が発生し、市政資料館の個別具体的な警備内容、警備レベルに変更が生じる。

(7) 市政資料館は、定期開催のイベントを含め年間スケジュール等が概ね決まっているため、職員が超過勤務を行う傾向も把握しやすく、また、本請求を容認した場合、平成16年度まで遡り、傾向を把握できることとなる。

そのため、通常の開館時間以外のどのタイミングで職員が在館しているかが、平成16年度まで遡って判明することとなり、警備体制が相対的に手薄となる時間帯、曜日の傾向が具体的に推察されることとなる。その結果、市政資料館の庁舎管理の保全・防犯上のリスクは増大することとなる。こうした危険性を認識している以上、本件行政文書①から③を開示することは、重過失に該当し、重要文化財の管理の懈怠に該当し得ると判断している。

(8) 職員退館後は、警備員が外部を巡視している時間帯等、館内に全く人がなくなる時間帯があり、本件行政文書④の様式自体に、こうした傾向が判る内容や具体的な警備対象範囲が記載されている。当該文書を開示することで、館内への部外者の侵入を許す等の危険性は高くなる。こうした危険性を認識している以上、建物への侵入、放火等の犯罪を誘発する情報を開示することは、重要文化財の管理の懈怠に該当し得ると判断している。

(9) 本件各行政文書について、非公開とした理由を詳細に記載すること自体が、市政資料館の警備体制を詳細に明らかにすることになるため、警備上の支障が生じない範囲で非公開理由を記載したものであり、本件各行政文書の性質上、決定通知書において、個別具体的な警備業務への支障内容を記載しないことをもって、ただちに審査請求人が主張する「瑕疵のある」手続きには該当するとは言えない。

## 第 5 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、全部公開とすることを求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について

ア 審査請求人が、令和元年11月22日に、本庁舎に勤務する他部署の職員について、本件行政文書①から③と同様の文書の公開請求を行ったところ、令和元年12月 3日付けで、「超過勤務命令・休日勤務命令簿」及び「振替命令簿」が公開された。本件行政文書①から③にも同様の情報が記載されているものとする。

本件行政文書①から③が非公開とされた一方で、他部署の同様の文書は公開とされたことについて、実施機関の合理的な弁明はない。

イ 実施機関は、過去に超過勤務等を行った職員の勤務日、勤務時間から、職員が在館しない時間帯が類推され、それにより職員の在館傾向が明らかになると判断したと思われるが、単に過去の一定期間に職員が超過勤務等を行った日時が明らかになるに過ぎない。過去数年分の超過勤務等の日時からわかるのは、せいぜい職員が超過勤務を行っていたことが多い曜日や超過勤務や休日勤務が多く行われた月が分かる程度であり、職員の在館傾向が確認できると断定するまでの合理的な根拠はない。

ウ 名古屋市の公式ウェブサイトにより、市政資料館の事務室等の位置が明らかになっているところ、市政資料館のほとんどの部屋は外から観察が可能であることから、夜間に室内の照明がついていなければ、職員が在館していないことは容易に判断できると考える。また、市政資料館の年間スケジュールは決まっており、いつ頃忙しくなるか推測できる。こじつけとも思われる理由により、本件行政文書①から③を非公開とすることは、市民の知る権利を尊重することを定めた条例の趣旨を損ねるものである。

また、夜間に職員が全員退館した場合でも、市政資料館には警備員が常駐しており、異常を機械で検知するシステムを導入していることも想定されることから、夜間に照明がついていなくても、建物への侵入が容易になることはないとする。

エ 仮に本件各行政文書を公開することにより、警備員の巡回経路、巡回時間等の情報や施設の詳細な構造、外部からの侵入に対して脆弱な箇所等が明らかになり、その結果、市政資料館が犯罪の目標となることが予想される場合には、条例第 7条第 1項第 3号に該当することは認める。

しかしながら、当該文書には、単に超過勤務等を行った職員の氏名、勤務日時、業務内容等及び警備の日時、担当者氏名、報告事項等が記載されているにすぎないと思われ、このような漠然とした理由では蓋然性があるとまでは言えず、支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

オ また、実施機関は、本件各行政文書が条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する理由として、警備業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、警備業務の適切な遂行とは、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を意味しており、実施機関は、同項第 5 号を主張すべきである。

ただし、仮に、同号の該当性について判断したものであるとしても、警備業務の適切な遂行にどのような理由でどのような支障を及ぼすことになるのかが具体的に述べられておらず、このような漠然とした理由で非公開決定を行うことは、条例の趣旨を著しく歪めるものである。

カ そもそも、単に職員が不在になる時間帯が推測されるだけのことをもって、警備の適切な遂行に支障が生ずるといふのであれば、警備業務のあり方に対する実施機関の対応が問題であり、公開請求に対して非公開決定を行うことで済ますような問題ではない。

本件処分①については、公開することにより、職員の在館傾向が推測されることとなり、ひいては警備業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、これは、警備業務に従事している者が常駐していても、職員が退館してしまえば、犯罪行為に対する施設の脆弱性が著しく増大することを実施機関が認めていることとなる。

キ 弁明書では、本件行政文書①から③のどの部分が「建物への侵入、放火等を誘発する情報」に該当するかについて何ら述べられていないが、上記アで述べた他部署の同様の文書を見る限り、該当する記載は見当たらない。

仮に該当する情報があると判断したのであれば、その部分を具体的に示す必要があると考えるが、弁明書にそのような記載は一切なく、納得できない。

ク 実施機関は、管理者である本市の管理の懈怠により市政資料館がき損した場合には、本市に罰則が科せられると主張している。これは、文化財保護法第 200 条に言及したものと考えられるが、同条は、管理者自身はその管理する重要文化財をき損等した場合に適用されると解することができ、実施機関が主張するように「建物への侵入、放火等の犯罪を誘発する情報を開示すること」により犯罪が発生し、それによりき損等が生じた場合には、同条の適用はないと考える。

また、重要文化財である市政資料館の管理者である実施機関については、同条の適用はなく、実施機関の主張は法の解釈を誤ったものである。

ケ 実施機関が、「建物への侵入、放火等を誘発することは、重過失に該当しうる」と判断した点について、法律学小辞典（第3版）によると、重過失とは、善良な管理者の注意を著しく欠く過失をいうとされている。

公開請求があった場合には、当該文書に非公開情報が含まれるか否かを適正に判断しているものと考えられることから、「重過失」により非公開情報を公開することはあり得ない。

コ 文化財の防火対策等に関して、文化庁からの通知を受け、実施機関が市政資料館の防火対策の一層の充実に努めることは、管理者として当然の義務であり、審査請求人としても異を唱えるものではない。

しかし、こうした文化庁の要請を、本件各審査請求の弁明として持ち出すことに違和感を覚える。

サ 実施機関は、本庁舎と市政資料館は同じ国指定重要文化財であるが、警備体制が異なっていることを述べている。

しかし、本庁舎といえども、人の目が行き届く可能性が高いとは言えず、警備の面で市政資料館より勝っているとは思えないことから、両施設が保有する超過勤務命令簿等に対する情報公開の取り扱いに差が生じることは妥当ではない。

また、実施機関は、市政資料館について、一定の警備レベルは担保していると述べているが、そうであれば、職員が不在であることを公にしても何ら問題はなく、公開できないのであれば、一定の警備レベルに達していないことになり、矛盾した主張と言わざるを得ない。

シ 過去の超過勤務状況を統計処理することにより、市政資料館職員の超過勤務の傾向が把握できたとしても、今後の超過勤務等がこれまでの傾向と同じような状況になるとは限らない。

本件行政文書①から③を遡って分析することにより、実際に超過勤務の傾向が把握しやすくなるのか、実施機関による分析結果を審査会に提出させ、確認することを切に要望する。

ス 本件行政文書④の白紙の書式を公開請求したが、本件処分②と同様の理由で非公開となった。そのため、当該文書の書式は不明であるが、具体的な警備内容が記載された部分を除いたものを公開するだけで、館内への部外者の侵入を許す危険性が高くなることが理解できない。

仮に、警備員が巡回する経路と時間が記載されていたとしても、時間を非公開とすれば、具体的な警備内容が明らかになるとは言えず、全部を非公開とする必要はない。

(2) 条例第 7 条第 2 項について

ア 本件行政文書①から③に含まれている超過勤務等に係る業務内容、予算の支出科目等の情報は、職員の在館傾向を明らかにするものとは何ら関係ないものであることは明らかである。

したがって、仮に当該文書に条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する情報が含まれていても、それ以外の部分は容易に区分することができるものであることから、本件処分①で全部非公開としたことは、明確に本項に違反している。

ただし、本件処分①については、上記(1)で述べた通り、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当しないことは明白であることから、本項により一部公開を求める趣旨ではない。

イ 本件行政文書④にどのような情報が記載されているか説明がないが、非公開情報とできるのは、法的保護に値するだけの程度の蓋然性を有する情報に限定されるべきであり、何がどのように記載されているかの説明が全くない状態で当該文書の全部を非公開とすることは認められない。

(3) 条例第 13 条第 1 項について

ア 本件各処分の「公開しない理由」欄には、本件各行政文書にどのような記載があり、そのうちいずれの記載が非公開情報にあたるのか、また、どのような理由でそれが「建物の保護や警備業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認定でき、そのことがどうして条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当すると言えるのかについて、一切説明がなされておらず、これでは一市民である審査請求人が通知書の記載のみから非公開の理由を理解することはできないと言わざるを得ない。

イ 本件各処分の決定通知書に記載されている非公開理由が、条例第 7 条第 1 項第 5 号の該当性について述べたものであるとすると、公開しないこととする根拠規定が書面には全く示されていないこととなり、条例第 13 条第 1 項に反する。

ウ 実施機関は、「非公開とした理由を詳細に記載すること自体が、そもそも当館の警備体制を詳細に明らかにすることになる」と主張するが、本件各処分の決定通知書に記載されている非公開の理由をもって、非公開事由を記載したとは認めがたい。

詳細な警備体制を明らかにしてしまうような非公開理由とはどのようなものなのか、警備体制を詳細に明らかにすることなく非公開理由を述

べることができないのか、実施機関の具体的な説明が行われることを期待する。

## 第 6 審査会の判断

### 1 争点

本件各行政文書が条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件各行政文書について

(1) 市政資料館は、大正11年に名古屋控訴院・地方裁判所・区裁判所庁舎として建設され、昭和59年には、国の重要文化財に指定された建物である。平成元年からは、名古屋市市政資料館として、本市の公文書館の役割を担っている。

(2) 本件行政文書①は、市政資料館に配属されている職員（以下「配属職員」という。）の超過勤務の時間及び業務内容等を管理するための記録簿である。当該文書は、日ごとに作成されており、日付、超過勤務を申請した職員の氏名・印影、超過勤務命令時間、当該月の累計超過勤務時間数、業務内容及び確認者の印影（以下これらを「本件情報①」という。）が記載されている。

(3) 本件行政文書②は、配属職員が申請した、超過勤務及び休日勤務について、「職員情報システム」を使用し、年度ごとに検索した結果を表示した画面のハードコピーである。当該文書には、対象職員の氏名・職員番号、決裁状況、超過勤務又は休日勤務の命令日、勤務を命ずる日時、控除時間、業務内容、支出科目及び勤務種別（以下これらを「本件情報②」という。）が記載されている。

(4) 本件行政文書③は、配属職員が、休日勤務を行った際の振替休日を管理

するための記録簿である。当該文書には、対象期間、対象職員の所属・職員番号・氏名、振替命令日、決裁状況、休日勤務日時、控除時間、業務内容、支出科目、変更後の週休日及び備考（以下これらを「本件情報③」という。）が記載されている。

(5) 本件行政文書④は、市政資料館の警備業務を委託している警備業者の警備員が、日ごとに作成し、実施機関に提出した警備の報告書である。当該文書には、市政資料館の担当職員の印影、日付、警備員の氏名・印影、巡視時間等の記録、異常事項等の報告、巡回点検の記録、駐車場の駐車車両の番号及び備考（以下これらを「本件情報④」という。）が記載されている。

なお、異常事項等の報告及び備考を記載する欄には、市政資料館を利用した個人の氏名、団体の名称及び法人の名称が記載されていることが確認できる。

#### 4 本件各行政文書の条例第 7条第 1項第 3号該当性について

(1) 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件行政文書①から③が本号に該当するか否かについて、判断する。

ア 当該文書は、上記 3(2) から(4) のとおり、配属職員の超過勤務又は休日勤務の記録等である。

イ 本件行政文書①から③を公にした場合、過去の特定の日付に配属職員が行った超過勤務又は休日勤務の時間及び業務内容等が明らかになることが認められる。

ウ しかしながら、過去の超過勤務等の日時及び業務内容等が明らかになり、実施機関が上記第 4の 2(7) で主張するように超過勤務等の傾向が明らかになったとしても、具体的で詳細な傾向が明らかになるとまでは認められない。また、仮に具体的で詳細な傾向が明らかになった場合においても、上記第 4の 2(1) で実施機関が主張するような、建物への侵入や放火等を誘発し、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれを生ぜしめるとまでは認められない。

(3) 次に、本件行政文書④が本号に該当するか否かについて、判断する。

ア 本件行政文書④は、上記 3(5) のとおり、市政資料館の警備の報告書

である。

イ 当該文書を公にした場合、過去の特定の日付に警備員が館内を巡視した時間及び異常事項の有無等、市政資料館の警備の内容が明らかになることが認められる。

ウ しかしながら、上記イの情報は、過去に実施した警備内容の報告に過ぎず、今後、必ずしも同じ時間帯・内容で警備が行われるとも限らない。仮に同様の時間帯・内容で警備が実施されたとしても、上記イの情報を公にすることが、上記第 4の 2(8) で実施機関が主張するような、館内への部外者の侵入を許す等の危険性が高くなり、建物への侵入、放火等の犯罪を誘発するおそれを生ぜしめるとまでは認められない。

(4) 以上のことから、本件各行政文書は、条例第 7条第 1項第 3号に該当するとは認められない。

5 本件各行政文書の条例第 7条第 1項第 1号及び第 2号の該当性について  
実施機関は、本件各行政文書が条例第 7条第 1項第 3号に該当すると主張しているが、本件各行政文書については、上記 4のとおり、条例第 7条第 1項第 3号に該当しないと認められる。

しかしながら、当審査会が本件各行政文書を見分したところ、本件情報①から④（以下「本件各情報」という。）の中には、条例第 7条第 1項第 1号又は第 2号に該当し、非公開とすべき情報が含まれる可能性があるため、以下、検討する。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

なお、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を公開することとしている。

イ 本件各情報のうち、本件情報①から③及び本件情報④の担当職員の印影は、配属職員の個人に関する情報であることは明らかである。

ウ しかしながら、当該情報は、職員の勤務状況及び業務内容に関する情

報であり、公務員等の職務遂行に係る情報であると認められる。

ただし、本件情報②及び③のうち職員番号については、公務員の身分取扱いに係る情報であり、上記アにいう公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。うえ、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるものである。

エ また、本件情報④のうち警備員の氏名、印影及び異常事項等の報告又は備考に記載されている市政資料館利用者の個人の氏名及び個人的な集会の名称（以下「本件個人名等」という。）は、特定の個人を識別できるものうち通常他人に知られたくないと認められるものであるとも認められる。

オ さらに、本件情報④のうち駐車場の駐車車両の番号について、当該車両が個人の所有する車両である場合には、当該個人の財産に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるものである。

カ 以上のことから、本件情報②及び③のうち職員番号並びに本件情報④のうち警備員の氏名・印影、異常事項等の報告又は備考に記載されている本件個人名等及び個人が所有する駐車車両の番号は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

## (2) 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

上記(1)において、条例第 7条第 1項第 1号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められた情報を除く本件各情報が、本号に該当するかどうかについて判断する。

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 本件各情報のうち、本件情報④の異常事項等の報告又は備考に記載されている市政資料館利用法人又は団体の名称及び事業を営む個人の氏名（以下「本件法人等の名称」という。）は、当該法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

当該情報は、異常事態等の報告又は備考に記載されていることから、いかなる理由に基づいて記載されているかに関わらず、その理由については考慮せず、短絡的に当該法人等の事業活動が異常事態等を引き起こしたという評価を招くことも想定され、公にすることにより、当該法人等の事業運営に支障をきたすと認められる。

ウ また、本件情報④のうち駐車場の駐車車両の番号について、当該車両が法人等又は事業を営む個人（以下「本件法人等」という。）の所有する車両である場合には、当該法人等が所有する資産に関する情報であると認められる。

当該情報は、上記イと同じ行政文書に記載されていることから、上記イと同様に、短絡的な評価を招くことも想定され、公にすることにより、当該法人等の事業運営に支障をきたすと認められる。

エ 以上のことから、本件情報④のうち異常事項等の報告又は備考に記載されている本件法人等の名称及び本件法人等が所有する駐車車両の番号は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

#### 6 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

さらに、念のため、本件各情報には、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当し、非公開とすべき情報が含まれる可能性があるため、以下、検討する。

なお、上記 5 において、条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、非公開とすることが妥当であると判断した情報（以下「本件非公開情報」という。）については、重ねて判断しない。

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件各行政文書は、上記 3(2) から(5) のとおりであり、本件各情報は、本市における事務事業に関する情報であると認められる。

(3) 当審査会が事務局をして調査せしめたところ、実施機関は、本件非公開情報について、条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の該当性には言及するものの、事務事業の遂行における具体的な支障についての言及はなかった。

(4) したがって、本件非公開情報を除く本件各情報（以下「本件再検討情報」

という。)を公にしても、実施機関の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(5) 以上のことから、本件再検討情報は、条例第 7条第 1項第 5号に該当するとは認められない。

7 実施機関及び審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4から 6において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 1月31日	諮問書の受理
3月 6日	弁明書の写しの受理
4月 2日	反論意見書の受理
令和 4年 4月22日 (第33回第 3小委員会)	調査審議
同日 (第33回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
6月 3日 (第34回第 3小委員会)	調査審議
7月 1日 (第35回第 3小委員会)	調査審議
8月 4日	答申
10月17日	答申訂正

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人

別表

本件情報	非公開とすべき情報
<p>&lt;本件情報①&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日付</li> <li>・超過勤務を申請した職員の氏名、印影</li> <li>・超過勤務命令時間</li> <li>・当該月の累計超過勤務時間数</li> <li>・業務内容</li> <li>・確認者の印影</li> </ul> <p>&lt;本件情報②&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象職員の氏名、職員番号</li> <li>・決裁状況</li> <li>・超過勤務又は休日勤務の命令日</li> <li>・勤務を命ずる日時</li> <li>・控除時間</li> <li>・業務内容</li> <li>・支出科目</li> <li>・勤務種別</li> </ul> <p>&lt;本件情報③&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間</li> <li>・対象職員の所属、職員番号、氏名</li> <li>・振替命令日</li> <li>・決裁状況</li> <li>・休日勤務日時</li> <li>・控除時間</li> <li>・業務内容</li> <li>・支出科目</li> <li>・変更後の週休日</li> <li>・備考</li> </ul> <p>&lt;本件情報④&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の印影</li> <li>・日付</li> <li>・警備員の氏名、印影</li> <li>・巡視時間等の記録</li> <li>・異常事項等の報告</li> <li>・巡回点検の記録</li> <li>・駐車場の駐車車両の番号</li> <li>・備考</li> </ul>	<p>&lt;本件情報②&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象職員の職員番号</li> </ul> <p>&lt;本件情報③&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象職員の職員番号</li> </ul> <p>&lt;本件情報④&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警備員の氏名、印影</li> <li>・異常事項等の報告のうち本件個人名等及び本件法人等の名称</li> <li>・駐車場の駐車車両の番号</li> <li>・備考のうち本件個人名等及び本件法人等の名称</li> </ul>